更生計画認可

平成２７年（ミ）第１７号

シンガポール共和国シンガポール市ワンラッフルズプレイス10番―62ラッフルズプレイス１番地、日本における営業所東京都港区芝浦３丁目20番６号ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ユナイテッド・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッド

１　決定年月日　平成29年３月31日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針及び骨子

第１節　更生計画の基本方針（省略）

第２節　更生計画の骨子

１　事業譲渡型更生計画

更生会社は、東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）の許可を得て行った更生会社が保有する船舶（船舶名グロリアス・プルメリア（GLORIOUS PLUMERIA）、船種ウッドチップ船、船籍シンガポール共和国。以下「本件船舶」という。）の譲渡（以下「本件船舶譲渡」といい、本件船舶の譲渡代金を「本件譲渡代金」という。）による本件譲渡代金等を原資として、更生担保権の弁済を行う。その他の資産についても、適宜換価処分を行い、共益債権等を控除した残額を原資として、一般更生債権者に対する弁済を行う。

２　更生担保権

本件船舶譲渡に伴い、管財人は、裁判所の許可を得て、株式会社りそな銀行（以下「金融債権者」という。）と合意の上、更生計画の定めるところに従い、本件譲渡代金から、本件船舶譲渡に必要となる諸経費及び更生協力金（以下「諸経費及び更生協力金」という。）を控除した残金（以下「譲渡手取額」という。）を弁済することを前提に、暫定的な処置として、金融債権者の本件船舶に係る抵当権について、本件譲渡代金から本件船舶の引渡時において判明している諸経費及び更生協力金を控除した残金（以下「暫定譲渡手取額」という。）に係る預金質権に担保変換をした。暫定譲渡手取額に係る預金質権に変換済みの担保権については、更生計画認可決定確定日から１か月以内に、暫定譲渡手取額の５割に相当する額を仮弁済し、諸経費等及び更生協力金が確定したときは、本弁済を実施する。

３　一般更生債権

⑴　相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権

管財人（保全期間中は保全管理人）は、金融債権者との間で、平成27年11月11日付けで裁判所の許可を得て、預金の相殺猶予、質権設定・一部解除等に関する合意（その後になされた修正を含めて、以下「本件相殺猶予合意」という。）を締結し、本件相殺猶予合意時点において金融債権者に預け入れていた更生会社名義の預金（利息を含む。）相当額で、金融債権者の指定する別段預金（以下「本件別段預金」という。）に送金された額について相殺猶予を受け（以下、相殺猶予を受けた金額相当額を「相殺猶予相当額」という。）、その一部について質権解除を受けることにより、更生会社の事業の遂行及び管財業務の遂行に必要な資金を調達した。本件相殺猶予合意は、金融債権者に相殺の合理的期待が認められ、法律上も相殺可能な預金に関して、更生会社の資金繰りを支えるために、直ちに相殺をせずに更生会社にて利用することを認めるものであり、実質的には更生会社の資金繰りを支えるために管財人（保全期間中は保全管理人）が行った借入と評価すべきものである。

そこで、金融債権者の一般更生債権のうち相殺猶予相当額については、本件別段預金の残金及び第３章第１節第２、３記載の更生協力金等を原資として、免除を受けずに弁済する。

⑵　⑴以外の一般更生債権

⑴以外の一般更生債権（相殺猶予相当額を控除した金融債権者の一般更生債権を含む。）は、保有する現預金、更生協力金等から共益債権相当額を控除した後の残額を弁済原資とし、確定更生債権額に応じて按分のうえ弁済する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８「更生担保権弁済計画表（暫定譲渡手取額に係る預金質権）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　783,965,000円

（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　弁済方法の基本方針（省略）

２　仮弁済

⑴　仮弁済

管財人は、別表８「更生担保権弁済計画表（暫定譲渡手取額に係る預金質権）」記載の更生担保権（以下「暫定譲渡手取額に係る更生担保権」という。）について、一部弁済として、更生計画認可決定確定日から１か月以内に、暫定譲渡手取額の５割に相当する額を支払う（以下、本項に基づく弁済を「仮弁済」といい、その弁済額を「仮弁済額」という。）。

⑵　預金質権の解除

暫定譲渡手取額に係る更生担保権者は、仮弁済を行うことを目的として管財人が通知した日までに、預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

３　本弁済

⑴　諸経費及び更生協力金

譲渡手取額を算出するに際して、本件譲渡代金から控除する諸経費及び更生協力金は、以下のとおりとする。更生協力金については、更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

①　諸経費

以下に列挙する、本件船舶譲渡に伴い更生会社の負担する諸経費

・フィナンシャル・アドバイザーフィー

・更生会社負担の登記・登録手続費用（日本国外で発生するものを含む。）

・消費税その他本件船舶譲渡に関し更生会社に課税される公租公課（日本国外で発生するものを含む。）

・その他、更生会社の負担となる本件船舶譲渡に伴う諸経費相当額

②　更生協力金

更生会社の運転資金、清算費用等の更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（本件相殺猶予合意に基づく本件別段預金への送金に必要となる額を含む。）

⑵　本弁済の実施

管財人は、諸経費及び更生協力金が確定したときは、譲渡手取額から仮弁済額を控除した残額について、後記⑶ないし⑸の定めに従い、暫定譲渡手取額に係る更生担保権に対して弁済を行う（以下、本項に基づく弁済を「本弁済」という。）。

なお、管財人は、本弁済を実施するときは、速やかに更生担保権者に対し、本弁済を実施する旨、本弁済実施日及び本弁済の概要について通知するものとする。